

# 民事訴訟に導入された専門委員制度

弁護士 長谷川 彰

## 1 専門委員制度の創設

司法改革の一環として、昨年民事訴訟法の一部が改正された。改正点の一つに、専門委員制度の創設がある。建築紛争、医療過誤事件、知的財産権に関する事件など紛争の解決のために専門的な知見を要する事件への対応強化を目的とする制度といわれる。

私は、建築紛争における施主側、医療過誤事件における患者側の立場で事件を扱うことが多いので、今後は専門委員の関与する訴訟を担当することが日常的になると考えられる。

そこで、同制度の内容を紹介し、問題点を検討する。

## 2 専門委員は訴訟のどの段階で関与するのか

民事訴訟では、訴え提起後、当事者間にどの点に争いがあり、どの点については争いがないかを明確にする手続段階がある。これを争点整理と言うが、この段階で、争点を明確にするとともに、その争点についての双方当事者の言い分を証明する証拠にどのようなものがあるかが整理される。

争点及び証拠が整理されると、次にその争点について双方当事者が自分の主張を立証するための証拠調べ手続を行なう段階になる。ここでは、証拠書類の取り調べ、証人尋問、当事者本人尋問、鑑定などが予定されている。

必要な証拠調べが終了すると、判決を行うこともできるが、①争点が整理された段階や②証拠調べが終了した段階などで、話し合いによる解決として、和解が試みられることが一般的である。

上記のような民事訴訟の手続の中で、専門委員はどの段階で関与するかというと、①争点・証拠の整理の段階、②証人尋問等証拠調べの段階、③和解手続の段階いずれの段階にも、専門委員が関与することが予定されている。

もっとも、当事者の意向を無視して裁判所が専断的に専門委員を関与させるわけではない。まず①の争点・証拠の整理段階では、専門委員を関与させるについて、当事者の意見を聴くことになっている。

次に、②の証拠調べ手続の段階に専門委員を関与させる場合も当事者の意見を聴かなければならない。そして、専門委員が証人等に質問するには、当事者が同意することが要件とされている。

和解手続への関与は、当事者の同意がなければできない。

すべての段階を通じて、誰を専門委員として指定す

るかについて、当事者の意見を聴いて指定することとされている。裁判所は、指定しようとする専門委員がどのような分野について専門的知見を有するかを明らかにしなければ、当事者が意見を述べようがない。たとえば、医療過誤の事件では、整形外科医であるという程度の専門分野の開示では全く不十分で、上肢の専門家であるのか、下肢の専門家であるのかといった細分化した専門分野の開示が必要であるし、これまでどのような研究を発表されているのかも重要な情報である。

また、裁判所は、専門委員として登録されている者の名簿を開示すべきである。そうでないと、当該事件で裁判所が指定しようとしている専門委員が登録されている専門委員の中で最もふさわしいか否かの判断ができないからである。

## 3 専門委員に何を説明させるのか

専門委員は、裁判所が専門的な知見に基づく説明を聞くための存在とされている。最高裁判所の専門委員に関するパンフレットには、「裁判所のアドバイザー的な立場から訴訟全般に関与してもらう」と記載されている。

### 争点及び証拠整理の段階

新法92条の2第1項は「裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするにあたり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行をはかるために必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる」と規定している。即ち、この段階で専門委員に求められる説明内容は、当事者の主張や書証に記載されている専門用語の説明、争点整理のための専門的知見に基づく説明、鑑定を実施する場合の鑑定事項の整理等が考えられる。例えば、医療過誤訴訟において、医学的には当然の前提となる事項に裁判所及び当事者代理人弁護士が気づかず争点整理が進められると、不要な争点を増やしたり、ピントはずれの議論に陥ったりするおそれがあるが、このような場合に専門委員が軌道修正をすることにより、的を射た争点整理を迅速に行うことが可能になると考えられるのである。建築紛争においても、裁判所が説明を求める事項をあらかじめ当事者にも明らかにした上で、建築士に問題とされている建築物を現場で確認してもらい、その構造等について説明を受けるということもこの段階の専門委員の説明内容の一つとして考えられる。

### 証拠調べ手続への関与

新法92条の2第2項は「裁判所は、証拠調べをするにあたり、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日において専門的

な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。この場合において、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人質問の期日において専門委員に説明させるときは、裁判長は、当事者の同意を得て、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするために必要な事項について専門委員が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問を發することを許すことができる」と規定している。

解説書によると、「訴訟関係を明瞭にするため」とは、たとえば、証言等と従前の当事者の主張との対応関係をより明確にし、主張の趣旨やその不足点の有無の確認に資するようにするためとされている。また、「証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため」とは、たとえば、証言等における専門用語の意味内容を明らかにするためとされている。(NBL769号「民事訴訟等の一部を改正する法律の概要」)

「訴訟関係を明瞭にし」という文言は、上記争点整理段階について規定する第1項でも用いられている。上記解説書の「主張の趣旨やその不足点の有無の確認に資する」という点に関しては、争点整理段階では専門委員の説明を十分聴く必要があると考えるが、証拠調べ段階で、証言を聴いてから専門委員が、主張の趣旨やその不足点の有無の確認に資するようにするため裁判所に説明を行うというのは、違和感がある。この段階では、証言等と従前の当事者の主張との対応関係を明確にすることと、なされた証言等についてそこで用いられた専門用語の意味内容を明らかにすることが本来的な専門委員の説明内容になると考える。

さらに、当事者の同意を条件に、裁判長の許可を得て、専門委員は証人等に直接に問を發することができる。この場合もその目的は、「訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため」である。たとえば、証人が発言した内容が専門用語を用いるなどしてわかりにくい場合に、専門委員がその点を明らかにするために直接証人に発問する場合は考えられる。裁判官が補充尋問を行うのとは趣旨が異なることを徹底すべきである。専門委員の説明内容は証拠とはならないが、専門委員が証人等に直接発問した場合において、理論的には、これに対する証人の発言は、すでに証言した内容の説明でしかないといえるが、実際の法廷でのやりとりでは、新たな証言にわたるケースもあり得ると思われる。このように考えると、専門委員の発問に関する当事者の同意というのは、具体的な発問内容をあらかじめ明らかにさせた上で、これに同意するか否かを当事者に求める必要があるのではないかと考える。

#### 和解手続への関与

新法92条の2第3項は「裁判所は、和解を試みるにあたり、必要があると認めるときは、当事者の同意

を得て、決定で、当事者双方が立ち会うことができる和解を試みる期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる」と規定している。

裁判所がその心証に基づき和解案を提示するのとは異なり、専門委員は、例えば建築紛争において、修理を行うことを和解内容とする場合、そのような修理方法が専門的知見に基づき可能か否かとか、そのような修理方法による費用はどの程度必要であるかなどの点について説明をすることなどが想定されていると考える。

#### 4 まとめ

紛争解決のために専門的な知識や経験が必要となる訴訟において、専門委員が、専門文献や辞書の役割を担って機動的に争点整理段階に関与することにより、争点整理が的確且つ迅速に行われることは十分期待できると考える。専門委員の活用は、本来的には、この争点整理段階で最も求められると思う。もちろん、この段階でも、専門委員選任の透明性がはかれるとともに、専門委員は公平・中立な立場から説明を行うことが強く求められることは言うまでもない。そして、裁判官が専門委員から争点に対する意見や判断を聴取してはならない。

また、法律の予定する証拠調べ段階や和解手続への関与は、実際の運用にあたっては極力控えられべきである。これはあくまで推測であるが、専門委員制度は、当初は、争点整理段階での関与に限られていたのが、せっかく新しく制度を設ける以上、どの段階にも関与出来るようにしておこうということになったのではないかと考える。

争点が整理された段階で、その争点について証拠調べを行い、心証形成をして判決ないし和解による紛争解決を行うのは裁判所の職責であり、専門委員を関与させる必要は、争点整理段階と比較して、格段に低い。証拠調べにおいて専門的知見に基づく見解が必要な場合は、鑑定を行うべきである。専門委員が裁判官の心証形成に影響を及ぼすことはあってはならないことである。

以上